

G I K A I

守谷市議会だより

No.113

発行 守谷市議会
編集 守谷市議会広報編集委員会
TEL (0297) 45-1111 (内線532)
茨城県守谷市大柏950-1

もりやグリーン

きらめき守谷夢彩都 ゆめさいと

き ぼうに満ちた人々が集うと

ら んぽうな合言葉

め ざすは「日本一のまちづくり」

き っとそれは人々のふれあいにあり

守 谷市民の笑顔にある

谷 からわきあがった小貝川にほたるが飛びかい

夢 ここちの夏の夜

彩 りは青い水色に黄金色のほたる

都 に笑顔があふれ

今日も合言葉が元気良くかわされる

守谷市議会広報編集委員会：作

目次

2ページ

守谷市議会紹介

3～4ページ

報酬問題を考える

5～8ページ

各常任委員会

9～15ページ

一般質問

16ページ

表紙・写真応募結果

守谷市議会紹介

正・副議長改選と各委員会の委員変更

就任挨拶



議長 中田孝太郎



副議長 又未 成人

7月1日の臨時会におきまして、私どもが議員の皆様から、ご推挙いただきまして、この度、本市議会の正・副議長という要職に就任することになりました。誠に身に余る光栄でありまして、心より厚くお礼申し上げます。

今年2月に市制施行が実施された重大なこの時期の就任にあたりましては、その重責を痛感しているところであり、本市の市民福祉の向上、安心して暮らせるまちづくりに、わが身を賭して、誠心誠意努力してま

いる所存であります。

さて、「失われた10年」と言われ、日本の社会が低迷する今、私達地方議会も新しい時代を創る機関として、その改革が問われています。

現在は、国際化、情報化社会になり、国境を越えて情報・資本・人が飛び交い、国境のない競争時代になりました。日本の低迷の一因は、政治・経済等社会システムが、この新しい時代に対応できないためであると言われています。さらに、私たちは、少子高齢化社会の進行など今まで経験したことのない問題に直面しております。

今こそ、住民、議会、行政が一元となって、これら

に挑戦し、住民が安心して暮らせる社会を創らなければなりません。議会は、今まで以上にリーダーシップを発揮し、住民の声が行政に反映できる環境づくりを推進しなければならぬと考えております。

私どもは、守谷市発展のため正・副議長として、公平無私な立場を堅持し、行政と良い緊張感を保ちながら、市民の皆様が虚心坦懐に声をおくれる身近な存在の議会を、議員の皆様と一緒に becoming につくり上げ、守谷市民の信託に応える覚悟であります。

まことに簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。

各委員会の委員が変わりました。

◎委員長 ○副委員長

常任委員会

総務常任委員会	生活経済常任委員会	文教福祉常任委員会	建設常任委員会
◎栗橋 義三 ○松丸 修久 中田孝太郎 大久保 進 西巻 健治	◎倉持 和夫 ○平野 寿朗 長江 章 又未 成人 寺田 達	◎中村 信行 ○伯耆田富夫 小関 道也 吉田 実 倉持 洋	◎山田 清美 ○梅木 伸治 椎名 七生 松本 明子
議会運営委員会	特別委員会		
◎西巻 健治 ○平野 寿朗 松丸 修久 梅木 伸治 又未 成人 中村 信行 吉田 実 松本 明子 倉持 和夫	利根左岸対策特別委員会	まちづくり対策特別委員会	乙子立交差促進特別委員会
	◎倉持 洋 ○長江 章 伯耆田富夫 平野 寿朗 又未 成人 中村 信行 吉田 実 西巻 健治	◎寺田 達 ○山田 清美 松丸 修久 梅木 伸治 小関 道也 栗橋 義三 大久保 進 椎名 七生 松本 明子 倉持 和夫	◎平野 寿朗 ○伯耆田富夫 梅木 伸治 又未 成人 吉田 実 西巻 健治 倉持 和夫

報酬問題を考える

識者の論調から

「地方議会への26の処方箋」から抜粋

前全国都道府県議会議長会
議事調査部長 野村稔(著)

(1) 報酬に基準はない

議員は法的に非常勤の特別職公務員であるが、都道府県や中都市以上の議員は常勤の意識を持っているので、報酬では生活できないという。もはや名誉職ではなく住民のニーズに見合った活動を要請されている。片手間ではできなくなっており、その為に相応の報酬を支給する必要性を多くの人は否定しない。それなのに報酬が批判されるのは何故か。一般に①報酬に見合った活動をしていない。②議員は住民の要望を十分取り上げず遊離していることが指摘されるが、それ以上に議会の活動や役割が住民に知られていない事に大きな原因がある。現行地方制度における議会の役割を十分理解している住民はどれ程いるであろうか。多く

は選挙の時だけ関心をもち、あとは執行機関のサービス行政を目にする。サービスとなる迄に議会がどのような役割を果たしたかを知らない。議会が積極的にPRしない限り内部機関としての議会の活動は表面化しない。議会がチェックしているからこそ適正な行政が行われている事や、議会が執行機関にとって恐ろしい存在であることが知られていない。これらを知ったならば報酬の額などあまり問題にならないはずだ。議員には常勤的活動を求めながら、報酬の額に批判的な意見が聞かれるが、これでは議員に犠牲を強いるものだ。常勤的な活動を求めるなら常勤的な報酬の額にするのは当然である。本来の職業の合間にする程度の活動を求めるなら費用弁償プラスアルファ程度の報酬が良い。報酬に明快な基準がない以上、横ならびとの批判があっても、これが最も妥当なのであろう。

(2) 議員活動と事前活動が不明確

一般に報酬とは労働の対価であり生活給ではなく、常勤職員の給料(生活給)と区別している。報酬は原則として日割りであるが議員は月額で支給される事が認められている。(自治法二〇三②)月額支給が報酬論議を複雑にしている。議会活動に提供した労働の対価であるが、現在は日常活動を考慮して額の適否を論ずる必要がある。年4回の定例会に限定すれば閉会中の審査視察等を含めても100日以下だ。報酬が多いという人はこの正規の活動のみを議員活動とみなすが、会期を中心とする日数で十分とする議員はいない。それ以前に住民から活動してないとして絶縁状をつきつけられる。議会活動と議員活動は表裏一体であり、地元活動のない議員活動はなく、100日以下の議会活動だけを取り上げても意味がない。一部学者やマス

コミは定例会の会期だけを取り上げ議員と報酬を論ずるがこれは間違いだ。一部識者は、議員活動は再選のための事前運動という。この見識は一見最も正しいがその境界はどこにあるのか、その基準は何かとなると誰も答えられず、その立場立場でいつているに過ぎない。事前運動なら報酬の対象にならないが議員活動であれば対象にして良いはずだ。この色分けについて実証的、具体的検討が必要になるが明確ではない。

(3) 議会経費よりも執行機関の監視を

住民運動は住民の声をバツクにした行政改革に熱心である。議会が執行機関を監視する為に足元を清くする必要があるとして、議会の経費のあり方を取り上げる。経費は税金であるから監視する事は結構なことであり、また議会は当該団体全体の経費について監視すべき立場にある。平成9年度で地方財政全体に占める議会費

の割合は約6千44億円で全体の0・6%だ。これから分かる事は議会の経費の使い方が不適当だと論議しても歳入全体の0・6%の範囲の事でしかなく、残る99・4%は長の方で使っているお金である。議会は当該団体全体の歳出、行政内容を監視する義務があるため99・4%の方に重点を置いて活動すべきものだ。もちろん0・6%の議会費を軽視して良いということではないが、全体に占める割合からすると議会が重点を置くべき分野は明白だ。99・4%を使用している執行機関の行政改革を積極的に進める事で経費の節減ができ、施策の重点順位を決める事ができる。行革は執行機関が苦手の分野で、議会が取り組む事が期待されている。議会経費のみに論議を集中していると議会の信頼が地に落ち再生困難になる事を懸念する。ダメダメ論ばかりではなく現在の地方制度と議会の果しているプラス

の役割をもっと評価する事が必要だ。

(4) ほめられない議会

地方議会議員程はめられることのないものはない。住民に代わって活動しているのだから住民からほめられたり感謝されても良いはずだ。議員になってからの日常生活や生活を見ると経済的には決してプラスにならず持ち出しである。一般に自分ができない事をやってくれる人には敬意と感謝の念を持つものだが、議員には一般原則が適用しない。議員活動が評価されないのは、あるべき活動量が明示されないからで、マスコミや住民は議員に対して無定量の活動を求める。活動量が明示されていればこれを尺度として活動を測定できる。会期中だけでなく閉会中も住民の為に議員として活動すべきである事を当然の事とする為、全ての議員がほめられることはなく、ほめられる事を求めても無理というものだ。

議会が十分機能していないのなら仕方がないが、国政に混乱があっても住民は動揺せず、地方政治が年4回の定例会を中心になんばっている結果が当たり前の事であるとして評価する人がいない。地方議員の活動と効果は議会活動が機能しなくなり執行機関が独走したり又は、中央政治の混乱の影響が直接住民生活に影響を及ぼす様になって初めて評価されるであろうが、それでは遅い。

パワーアップ講座「地方議会活性化の方向を探る」から抜粋

同志社大学教授 新川達郎

(1) 議員報酬の問題点

議員報酬は地方議員の報酬の中でどの程度の割合をしめているのだろうか。同志社大学地方自治研究会による2001年の調査では人口30万人以上の都市と都道府県では7割以上が収入に占める報酬の割合は70%以上であり、対照的に人口1万人未満の町村では7割

以上がその割合は50%未満と答えている。つまり自治体規模が大きい程報酬に依存する割合が高く規模が小さくなればなる程依存度は下がる。報酬に対する批判は社会通念上高すぎるという点と議員の実際の働きに見合わない程に高いという2点だ。無報酬による戦前の名誉職議員を求める声もあるが、役務に対する報酬は日額計算の原則からは議会会期のみを対象として計算するとその1日当たりの単価は高い印象だ。

(2) 議員報酬の再検討

こうした表面的な議論ではなく考えるべきは議員報酬をどういう性質と見るかの観点である。第1は報酬の性質から地方議員を単なる素人集団と見るのか専門家を常勤的に拘束していると考えなのか。第2は議員の日常活動をどうとらえるかだ。実際、地方議員は町村議員でもフルタイムに近く働いている場合が多い。事前運動との線引き問題はあるが日常活動は議員の重

要な活動であり、1年365日活動を求められることが多い。第3には地方議員の生活との関係で報酬を考える必要がある。議員の職業化が進み名誉職的な扱いや副業的な位置付けが出来なくなりつつある。こうした観点から生活給に近いものとして報酬を捉え直さなければならぬ。

議員としての活動をどう評価するのか、その活動時間をどう計測するのか、それに対していかなる報酬を支払うのかが議論されてもしかるべきである。第1に議員としての役務に対する報酬はいかなる基準が考えられるのか。一般に弁護士や公認会計士、建築士、技術士などの専門職については、その専門性に応じて単価が決められている。地方議会の議決権の重さ、あるいは地方自治における責務の重みを考えると高額のランク付けは一応のところ正当化できる。もちろん問題は実際に報酬に見合う活動を持てできるか、実際に活動しているかという点にある。第2は議員の活動時間について会期中の会議や閉会中の委員会審議等で活動時間を特定できるかの点である。地方議員の議員以外の仕事に割く時間との関係を見ると都道府県や人口10万人以上の都市では、議員活動は7割以上が常勤化し人口1万人未満の町村では7割以上が多くの時間を議員以外の仕事に割いている。しかし、町村議会でも議員活動がフルタイムの仕事になっている実態は相当あり、昼夜の区別なく地域において様々な活動を議員であるが故に行っている。第3に第1と第2の問題との関連で報酬と時間の関係が問題になる。会議に出席している時間だけをカウントするのか、その準備や事前の調査、懇談を含むのか、日常活動を政治活動と同列で報酬の対象として良いのかの問題を生む。政治活動が事前活動か、その境界ははっきりせず、区別する意味はなく、その活動が役務として報酬の対象にするのかどうかを問えば良い。そうすると選挙活動であれ現職議員については、議会活動に関連づけられる部分であればある程度の割引はあるとしても一定部分を報酬の対象とせざるを得ない。他の仕事との関連でいうと議会活動のウエイトは重く直ちに生活問題に影響する。地域の要望、その政策化、苦情処理、住民要望の行政への伝達は議員活動の一環であるといわざるを得ない。したがって、こうした活動を支える報酬は専門的知識による役務の報酬の意味と生活保障としての生活給と双方の意味を持たざるを得ない。その条件が整わなければ議員活動は続けられないし、優秀な人材を地方議員にリクルートすることはできない。

(文責/西巻健治)

総務常任委員会

市民から提出された陳情・請願を審査

議案3件と陳情8件・
請願1件を審査

総務常任委員会には議案3件と陳情8件・請願1件の計12件が付託され6月17日に審査を行った。

はじめに、総務課所管の議案第59号「守谷市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例」について審査。

全員可決

次に企画課所管の議案第60号「守谷町市制施行準備協議会条例を廃止する条例」について審査。

全員可決

次に議案第61号「平成14年度守谷市一般会計補正予算(第1号)」についてであり、これは当委員会関連の補正予算で、財政課の歳入補正のみの審査。

全員可決

陳情者に説明を
求める。

・受理番号3「守谷市特別職の報酬等に関する陳情」

委員からは、陳情の署名に関して、20%の議員報酬アップを前提とした署名がなされており、署名の文面が報酬アップ率10%の内容で署名されていた方が審査しやすかったのではないかと報酬を前に戻すとなれば、議員の審議会の報酬カットや費用弁償等の問題にもかかわってくる。

全員可決

陳情と署名の中身のずれを整理して審査していきたい。

全員可決

議会で決まったことが、違った受け取られ方をしたり、市民に十分伝わらないこともある。

全員可決

議員は、審議会の報酬をもらわないとか、費用弁償を減らす等の努力もしているとの意見がだされた。

全然知らされておらず、値上げに絶対反対ということではなく、プロセスをきちんと市民に知らせてほしいとの意見があり審査の結果、

全員継続審査

・受理番号4「公聴会開催を義務付ける条例制定の陳情」

委員からは市議会と市民の距離を縮めていく必要があり、お互いに情報を交換しあえるという場を積極的につくるという趣旨には賛同したい。

公聴会を義務付けるのはどうか。

大事な問題を公聴会で議論することは大事なことがある。

大事なことであればみんなの意見で公聴会を開けばよい。

公聴会を否定するものではないが必要とときにやればよい等の意見があり審査の結果、

全員不採択

・受理番号5「公開討論会開催の陳情」

審査の結果、全員継続審査となったが6月21日に1名欠席のもと再審査を行った。

全員不採択

・受理番号6「審議会への干渉に罰則を設ける条例制定の陳情」

委員から審議会へ圧力をかけたのか、特別職報酬等審議会の会長個人に圧力をかけたのか実態もわからず、また、圧力の具体的基準もむずかしい。

陳情者と審議会会長の話し合いの議事録等もあるとのことなので、議事録等を提出していただき、審議会会長も出席して審議すべきものであるとの意見があり審査の結果、

全員継続審査

・受理番号7「議員の海外研修報告を義務付ける条例制定の陳情」

委員からすでに議員の研修に関する条例ができているとの意見があり審査の結果、

全員不採択

・受理番号10「国民本位の防災関連公共事業の推進と国土地理院の機構整備と拡充及び増員を求める陳情」

全員採択

有事法制関連の
請願・陳情を審査

・受理番号11「有事法制反対等に関する陳情」

委員から、国の関係機関に対し慎重審議を求める意見書を提出すべきであるとの意見があり、審査の結果、

全員採択

・受理番号12「有事法制に反対する陳情」

委員から、受理番号11「有事法制反対等に関する陳情」で慎重審議を求めるのであるから、本陳情については、継続審査にしてはどうかとの意見がだされ審査の結果、

全員継続審査

・受理番号13「有事法制に反対する請願」

全員継続審査

(文責／平野寿朗)

生活経済常任委員会 国民の健康と食品の安全性確保を

付託された案件

今定例会では、議案1件と陳情1件の計2件が付託されました。これらの案件を審査するため、6月14日午前10時から全委員出席のもと生活経済常任委員会を開催しました。

陳情の内容

初めに、経済課所管の受理番号8「国民の健康、食品の安全性を確保するための食品の安全に係わる包括的法律（食品安全新法）制定と新行政組織設置、食衛法抜本改正を求める陳情」について審査しました。

この陳情は、日本国内においてもBSE感染牛が発生し、消費者は大きな衝撃を受け、さらに新たに牛肉を始めとする様々な偽装事件の続発により、食品の安全性や表示に大きな不安を抱いております。今回のBSE問題からは、生産者にとっても消費者の健康や安全性を最優先することが、



生産者と消費者の相互信頼や持続可能な農業生産につながるものが明らかにになりました。

食品の安全をめぐる状況をふまえ、「国民の健康と食品の安全性を確保する」とことを目的とした「食品安全新法」の制定、新行政組織の設置を進め、同時に食品衛生法の抜本的改正や運用の強化を積極的に促進させるよう、政府に意見書の提出を求めるものでした。

審査の経過と結果

執行部の説明によると、

国の施策は以下のとおり。

- ①「食」と「農」の再生プランを提案。
- ②「農場から食卓へ」顔の見える関係の構築。
- ③「食の安全運動国民会議」の発足。
- ④JAS法改正で食品表示の信頼回復。
- ⑤新鮮でおいしい「ブランド日本」の食品提供。

これら5つの柱を、今後進めて行く方針とのことであり、守谷市でも消費者は、

「新鮮」で「安全・安心」な食品を望んでおり、地域で生産された食品は、生産者の顔が見え、産地の状況がわかる。さらに、流通経路が煩雑でないことで、出荷経費の節減が可能となることから、市の給食センターでも、地元の水や野菜を使用しており、今後は、西友楽市内に産地直売所を計画しているとのことであった。

全員採択

議案の内容

次に、水道事務所所管の議案第63号「平成14年度守谷市水道事業会計補正予算」について審査しました。これは、厚生年金保険制度が改正されたため、事業者（守谷市）が負担する保険料の増額と、水道台帳整備などの事務処理の一部をアルバイトで対応するため、賃金の増額をする補正であるとの説明があった。

審査の経過と結果

委員から、アルバイト賃



水道事務所

金の単価と雇用期間についての質問があり、水道事務所長から、単価については1時間当たり800円で、雇用期間は、来年3月までの9ヶ月間との説明があった。

全員可決

メンバーチェンジ

本市議会たよりの冒頭でもお知らせしておりますが、委員の内2名が変わりました。（敬称略）

委員長 倉持 和夫
副委員長 平野 寿朗（新）
委員 寺田 達（新）
又未 成人
〃 長江 章
以上、5名のメンバーで、

9月議会から付託案件の審査をいたします。

また、これまで、委員会の傍聴は、委員長の許可が必要でしたが、条例改正により、傍聴がしやすくなりました。ぜひ、委員会の傍聴において下さい。

（文責／長江 章）

文教福祉常任委員会

健保法改正・保険料引き上げ中止を求める請願採択

常任委員会調査

5月15日、「精神障害者のグループホームを取り巻く現状に関する」調査を行いました。

参考人に、龍ヶ崎保健所3名、水海道地方精神障害者後援会会長・菊地淳氏の出席を求めました。
(欠席委員1名、傍聴議員3名)

菊地会長より「現在、守谷の作業所には26名が通所」との説明があり、保健福祉部より「グループホーム建設を検討しているが、候補地周辺住民の理解が未だ得られていない」と報告を受けました。

6月定例議会

議案第61号平成14年度守谷市一般会計補正予算(第1号)、保健福祉部補正予算「ファミリー・サポート・センターの国庫補助金不要額の取り扱い」

全員可決

近隣市町の幼稚園補助金比較 (継続審査中の請願)

	取手市	守谷市	藤代町
公立幼稚園	無し	無し	2園
父母助成金	1人月額 2,500円	1人月額 1,500円	1人月額 2,500円
幼稚園への補助金	1園に年 50万円	1園に年 18万円	無し
障害児就園助成金	1人当たり 年11万円	無し	無し

* 前回資料の下妻市の父母助成金は、1人/年12,000円でしたので訂正いたします。

議案第62号平成14年度守谷市老人保健特別会計補正予算(第1号)「老人保健特別会計の国庫負担金の決算額確定」

全員可決

(請願)
「医療保険の患者負担引き上げ中止を求める意見書採択についての請願」(共産党守谷市委員長・佐藤弘子氏)
「患者の窓口負担、保険料引き上げの中止を求める意見書」

7月臨時議会

7月1日、臨時議会で常任委員会の編成がなされ、

全員継続審査

見書提出を求める請願(県社会保障推進協議会代表委員・渋谷敦司氏)について審査しましたが、委員より「健保法改正の背景・目的が十分認識できず、請願趣旨について賛否を判断できない」との意見があった。

常任委員会審査

7月10日、新委員による初めての常任委員会が開催され、継続審査となっていた「医療保険の患者負担引き上げ中止を求める意見書採択についての請願」ほか1件について、審査を行いました。

国民健康保険担当者より、資料説明が行われ、委員より「所得区分をしたり、対象年齢を変更したり複雑化される」「限度額を無くし、一時立替をするのは、高齢者には負担だ」との意見や「国保並に、一律3割負担になるのは公平だ」等、活発な議論が交わされ採決を求めたところ、賛成2名、反対2名の可否同数で、委員長判断となり、「今回の改正は70歳からの高齢者医療

を75歳に引上げ、低所得を細区分したり、立て替え払いなど、患者負担ばかりが目立つ内容だ」との理由を示し、委員長賛成により委員会としては請願2件について、採択となりました。

また、報告事項として保健福祉部より「障害者福祉制度が来年4月より、これまでの措置制度から、利用者がサービスを選択する支援費制度に変更する」内容の説明を受けました。従来の施設サービスに加え、在宅サービスなども充実しつつありますが、一部利用料負担が生じる者もあるとされています。今後、実施要領が明らかにされ次第、検討を加えたいと思います。

以上、3月定例議会以降の委員会活動の報告といたします。
猛暑に際し、皆様のご健康を、委員会一同ご祈念申し上げます。

(文責/中村信行)

建設常任委員会 人にやさしいまちづくり

今回建設常任委員会

に付託された案件は、
議案5件と継続審査中
の陳情1件であり、6

月13日午前10時から全
委員出席のもと開催さ
れ、説明のため都市整
備部長ほか関係各課職
員の出席を求め慎重に
審査を行いました。

議案第57号 「守谷市
公共下水道条例の一部
を改正する条例」

下水道法施行令の一部改
正に伴い、事業所から排出
される下水の水質規制にア
ンモニア性窒素、亜硝酸性

窒素及び硝酸性窒素含有
量、窒素含有量、りん含有
量の項目の追加であり、ま

た、公共下水道運営審議会
と農業集落排水事業審議会
を統一するための条例の一

部改正案で、委員の質問に
対し浄化センターからの放
流は事業場排水基準を満足

する水質で放流している
との事であった。また、事業

場の排水調査は年2回実施

しており、守られていない
場合には、改善命令を出す
との報告であった。

審議会の統一は、平成13
年度農業集落排水事業の工
事が完了したことから行政
改革による整理、合理化の
一環として実施とのことで
あった。

多数可決

議案第58号 「守谷市
農業集落排水処理施設
の設置及び管理に関す
る条例の一部を改正す
る条例」

これは前述の第57号議案
の審議会を統一することに
伴い農業集落排水事業審議

会の設置条項を削除し、公
共下水道運営審議会と統一
するためのもので、統一後

の下水道審議会委員の選出
は地域性を考慮しながら対
応するとの報告であった。

多数可決

議案第56号 「守谷市
営住宅管理条例の一部
を改正する条例」

ハンセン病患者に対する
施設入所政策の転換に伴い
ハンセン病療養所入所者等
について、特に退所後の居
住の安定を図る必要がある
ことから市営住宅への単身
入居を可能とするためとの
説明があった。

全員可決



守谷浄化センター

議案第64号 「市道路
線の認定について」

これは美園地内の開発行
為により整備された道路を
市道として認定するもので、
開発面積1万870平方メ
ートル、計画戸数47戸の開
発行為により整備された3
路線の道路で、幅員6メー
トル、延長410・4メー
トルの区間である。

全員可決



開通した都市計画道路「坂町・清水線」

議案第65号 「市道路
線の認定について」

これは都市軌道路の整備
に伴い県道野田・牛久線と
都市軌道路を結ぶ道路を市
道として認定するものであ
り、百合ヶ丘地内の幅員4
メートル、延長17・4メー
トルの道路を自転車、歩行
者専用道路として整備する
ものである。用地取得前に
市道認定することについて
質疑があり新規道路の事業
を行なう場合、道路法によ
り市道と認定することで土
地収用事業として認められ、
租税特別措置法の対象とな
るとの説明を受けた。

全員可決

継続審査中の陳情

「都市計画道路郷州・
沼崎線のルート及び計
画の変更についての陳
情 陳情事項1・3」

陳情事項については、絶
滅の恐れのあるオオタカの
生息調査を実施後、検討会
において保全策、工事のあ
り方等を考える必要があり、
オオタカの生息調査を実施
中である。現在は、営巣し
ひなが成長しているような
ので営巣林に入つての調査
は控えており、今後巣立ち
の定占調査を実施し、その
結果を基に有識者を交えた
検討会で郷州沼崎線の実施
に関する方向付けを行いた
いとの事である。

全員継続審査

(文責/伯耆田富夫)



絶滅の恐れのあるオオタカ

電子自治体実現に向けた本市の取り組みは！

山田 清美 議員

山田議員 政府は、2003年度より電子政府実現に

高度情報化通信ネットワーク社会形成基本法、さらには茨城県のIT戦略推進ア

クションプラン、また、つくばエクスプレス沿線で構成している、つくばスマートコリドール構想、こういうものをもちまして10月中旬をめどに、基本計画を策定している。

山田議員 市内の情報基盤整備、格差にどう対応していくのか。

総務部次長 基盤整備の関係では、南北団地、それから清水にNTTの交換局があり、ここから3キロメートル間以内が、今施設されているというような状況であり、それ以外は、ブロードバンド関係について、まだできていないので、NTTの動向を注視しながら、民間手法をある程度取り入れた形の中でそれらを補う

守谷市として高度情報化社会に対応するための施策をどう進めていくのか。

総務部長 当市における電子自治体の推進については、各種の業務システムの導入を主とした庁内の情報化、さらには政府が示している

対策を講じていきたい。

山田議員 ワンストップサービスや公共施設の予約システム等の住民へのサービスはいつ頃から利用できるのか。

総務部次長 庁内LANを活用すれば、総合窓口的なところでもでき、外部の公民館等からでも、本庁なり別の公民館の予約システムもできる。

現在、それらの洗い出し作業を進めており、なるべく早い時点で開設できればと着手したところである。

学校図書館の充実を！

山田議員 学校の教育指針で、学校図書館を整備していかなければいけないが各学校の図書予算と、図書館標準に基づき蔵書が充足されているのか。また、司書教諭の配置状況はどうなっているのか。

教育長 平成5年において

は、大体充足率50%ぐらいであったが、現在の状況は、小学校において106・4%達成、中学校におきましては117・7%の達成率となっている。

予算は、本市においては小学校1校につき約387万円、中学校では1校につき約252万円を組んでおり、予算の上では十分足りている。

司書教諭については、今年から市内全部の小中学校に配置してあります。

中央図書館にパソコン設置を！

山田議員 中央図書館に設置されていた2台のパソコンが撤去されたが今後、パソコンのコーナーを設置・増設する考えはないのか。

教育次長 14年度の予算で、一室を設けてインターネットの情報を得るために、8台の設置という形で予算の積算を立てたが、財政上の問題でこれがカットされた。情報化社会に備えた市民の皆様のためにも設置を考えていきたい。

そのほかの指定品目については、いろいろなものがあり、可能な限り、そういうものに向かって進めていきたい。

そのほかの指定品目については、いろいろなものがあり、可能な限り、そういうものに向かって進めていきたい。

そのほかの指定品目については、いろいろなものがあり、可能な限り、そういうものに向かって進めていきたい。

そのほかの指定品目については、いろいろなものがあり、可能な限り、そういうものに向かって進めていきたい。

そのほかの指定品目については、いろいろなものがあり、可能な限り、そういうものに向かって進めていきたい。

そのほかの指定品目については、いろいろなものがあり、可能な限り、そういうものに向かって進めていきたい。

そのほかの指定品目については、いろいろなものがあり、可能な限り、そういうものに向かって進めていきたい。

そのほかの指定品目については、いろいろなものがあり、可能な限り、そういうものに向かって進めていきたい。

そのほかの指定品目については、いろいろなものがあり、可能な限り、そういうものに向かって進めていきたい。



整備の進む学校図書室

市民の目と耳が伸びるまちづくり

梅木 伸治 議員

学校内に振りまかれる化学物質について

梅木議員 小中学校の害虫

駆除の安全性と今後の取り組みについて伺う？
教育次長 人畜に対する毒性が極めて低い消毒薬剤を

執行部答弁者

- | | | | | | |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 市長 | 会田 真一君 | 生活経済部長 | 海老原忠夫君 | 総務部次長 | 橋本 孝夫君 |
| 助役 | 高橋 一成君 | 保健福祉部長 | 笠見 陣君 | 生活経済部長 | 菊地 充君 |
| 教育長 | 岡 賢市君 | 都市整備部長 | 吉原 英男君 | 都市整備部長 | 石塚 秀春君 |
| 総務部長 | 大徳 正夫君 | 教育次長 | 山本 キヨ君 | 水道事務所長 | 大徳 清君 |



松丸議員 市民活動を推進していく、また協働事業に向けた市民の窓口の創設に向けた取り組みは。

総務部長 ことし里親の公募をしたところ、9団体の申し込みがあり、公園の清掃等をやっていただけだと思う。また市民活動推進条例をつくり、広く市民の皆さんに「協働」のまちづくりをしていただくよう呼びかけをした。

松丸議員 市民活動推進条例は、白紙の時点から市民参加型で検討し、市民みずからの手でつくり上げたという誇りの持てるような推進条例をつくっていただきたい。

また、ボランティアの方々、地域の方々がされた立沢公園の下枝切りに関して、財政効果は。

都市整備部次長 3回行い延べ人数で150人強の参加者を得られ、大小約300本ほど木を伐倒し、概算で約300万円前後が節減できたという認識である。



立沢公園の枝切りされた樹木

市民ニーズを把握するための行政評価の具体策は

松丸議員 市民による行政評価をいつから実施するか

総務部長 行政評価制度の導入については、本年度、満足度調査を実施し、その調査を分析し、来年度施行し、16年度から実施する。

松丸議員 その調査結果により財源配分を考えるのか

総務部長 この行政評価のいかんで、財源配分もイコールにしていかなければならないと思っている。

財源不足を補うPFI手法の導入は

松丸議員 国も、補助金カ

ットを考えている中で、民間の持っている資本、ノウハウを生かして事業ができ

るPFI手法の導入は

総務部長 守谷市の場合、

新駅周辺の公共施設等の建設、維持管理、さらには運営といったものを民間の資金、経営能力などを活用して行うPFIの導入を図っていかねばならないと思っている。

個人の能力・特性を把握して職場の効率化を

松丸議員 四月から正式導入された人事評価による効果は？

総務部長 目標シートを全職員に提出させたが、第1段階の評価をしていく時期

がくるが、単年度でこの効果が上がるとは思っていない。この評価を導入して、

もう既に、これまでの指示型の考え方がまるきり変わ

松丸議員 個々の能力を開発して、それを行政に生か

していただきたい。ことしも約3割の職員が配置替えをされたが、今後は、適正を見きわめて定期的に配置転換することは少なくなっ

ていくのか。

総務部長 これからはライ

ン職コース、専門職コースに分け職員の希望を取った上で、人事配置をしていく。

市民サービス向上に直結するIT化を

松丸議員 市民と行政を結

ぶインターネットにより効率化されるサービスは。

総務部長 住民票の写し等を初めとして、パスポートなどの申請等については、

将来的には24時間申請ができるようになるし、役所でも、効率化することにより、

かなりの事務量の削減にもつながる。

松丸議員 IT化により、

補助金の申請も、ボランティア団体、NPO法人の登録も効率化でき、アンケート的な調査であれば、インターネットを使った行政評価も効率化されると思う。さまざまな分野で、さまざまな改革が出来る情報化は、幅広く、そして財源の許す範囲内で積極的に計画をしていたいただきたい。

西友楽市と南守谷駅周辺について

又未 成人 議員

又未議員 西友楽市の開業

時における乙子地区をはじめとする周辺道路のアクセスについてどのように取り組んでいるのか。

また、路線バスの南守谷ルート路線の変更をして、西友楽市を利用する市民の足として利用出来る様お願いしたい。

都市整備部次長 基本的に東側に1ヶ所、国道294号線沿いに2ヶ所、西側に1ヶ所の入口、出口があり、

現在、西側に右折レーンを設置するよう要望している。

総務部長 路線バスについては、バス事業者並びに西友と既に協議が整っている。

又未議員 西友の関連ではない周辺(乙子・愛宕)地区の生活道路のアクセスを市ではどのように考えているのか。

都市整備部次長 難しい問題ではあるが、西友楽市に入る交通体系・交通調査に



乙子地区へ通じる道路

基づいて西友側とも協議し、出来るだけ近隣に迷惑のからない方策を協議している。

又未議員 西友楽市の建設予定地は本来住宅地として計画され、調節池の容量等もその計画に基づいて計算し建設されたものと思う。

現在でも台風等の大雨時には一気に雨足を早め調節池に流入している状況であ

るが、西友が建設を予定している広い駐車場との関連についてどのように考えているのか。

都市整備部長 西友とはいろいろな角度から協議しており、基本的には緑地帯を利用した雨水の処理を考えている。

また、浸透性のあるU字側溝等を利用し雨水を抑制していききたい。残りの6分については今後公団と協議する予定である。

南守谷駅前周辺の再整備について

又未議員 南守谷駅前に車の乗入れが出来るようにするにはどのようにしたらいいか何点か提案をしたい。

一つは、駅前駐輪場の西側道路の拡大、二つ目は国道294号線よりデッキ方式による（幅23m・奥行50m）駅前広場の建設を提案したいと思う。

南守谷駅周辺に対する市の考えを伺いたい。

市長 建設当時の経過等もありよく調査したい。

高速バス停の安全な乗降について

又未議員 つくばエクスプレスの開業を前に高速バスの運行は地域の交通手段として大変喜ばれている所である。

その高速バス下り線の南守谷駅前入口にある高速バスの停車場所にゼブラ帯を設け安全な降車を確保していただきたい。



南守谷駅前広場

都市整備部長 3路線が停車するバス停であり、運行回数が多いということ、

はつきりと道路に明示し、消防署にあるような駐車禁止表示の2段階で実施する。

又未議員 高速バス停付近の街路灯は現在、支柱の上部が丸い形をしており、下を照らすようにはなっており、これを下部を重点的に照らすタイプのものに変更し、より明るくし、バスから降車する人の安全の確保をお願いしたい。

総務部長 改善していく。

有事法制反対の意思表示を

長江 章 議員

長江議員 自治体の責務について武力攻撃事態法案では、地方公共団体の長などに対する内閣総理大臣の指示権を認め、その指示に地方公共団体が従わない場合、内閣総理大臣自らが実施できるとしている。これは、地方自治の基本的仕組みを否定するものであり、到底

看過できないと思うが、市長はどのように思われているのか。

市長 我々も、細かい内容まで知らされておらず、今後の国会での議論、あるいは我々に対する説明等を聞かなければ一概に言えることではないと思う。

長江議員 市民、国民の協



高速バス停の安全を

力規定の部分で尋ねるが、この法案の恐ろしい部分として、発せられた保管命令や、その実施のための立ち入り等を拒否した者に対し、最高刑で6ヶ月以下の懲役、30万円以下の罰金が科せられる。戦争のために市民に仕事を命じ、住民の権利を剥奪する役割を担わされることについて、市長はどのようにお考えか。

市長 そういう事態が起こらないように、国の方にしていたかなければならないと思う。個人的な意見だが、国の役割あるいは地方の役割というのがあるのではないかと考えており、国で一番大事なのは、日本の経済をどうするか、あるいは日本の外交をどうするか、あるいは日本の国防をどうするかという、この3点が一番大事なことではないかと思っている。

長江議員 市長は、有事法制は必要だというお考えか。

市長 有事法制がいいかどうかは判らないが、ある程度

度の備えは必要だと思ふ。

長江議員 備えというお言葉が出たが、備えとは軍備をすることか。

市長 軍備をするということではなく、自衛隊の機能やある程度のは守るために必要だと思ふ。

長江議員 有事の備えをしたがために、今日まで憂いが残ってしまった。これは、歴史の事実であり、この歴史の教訓に学ぶべきだと私は考える。

憲法第9条の理念というものをしっかりと認識し、これは世界に誇れる平和憲法であり、市長みずからが尊重して、政府に対しても憲法第9条を守ってほしいという、行動を起こしていただけるように要望したい。

水道事業について

長江議員 西友楽市の進出が具体的となった。大型店の進出により、当初の配水計画が狂ってくるのではないかと思うのだが、昨年の6月議会で答弁されたよう

に、現行の配水能力で平成21年ぐらいまで賄えるのか。
水道事務所長 当初計画で867立方メートルの対応をしている。西友楽市が進出してきても、105街区全体で490立方メートルを見込んでおり、結果的に範囲内になる。
長江議員 現行の料金体系は、使用水量による一律料金であり、一般家庭も大量の水を使う事業所も同じベースの料金となっており、一般市民からすれば不公平感があるので、口径別の料金体系を導入できないか。
水道事務所長 県内でも、用途別料金から口径別料金に徐々に移りつつある。今後、料金改正については研究したい。

市民参加のまちづくりを



進出が具体的となった西友楽市

しかし、法的根拠に基づき、市が指導できる立場を確立する必要があると思うが。
都市整備部長 平成17年度のつくばエクスプレス開業なども踏まえ、新しいまちづくりも考えており、今後調査研究していきたい。
長江議員 街路灯、防犯灯の設置状況と今後の増設計画を伺いたい。
生活経済部長 設置状況については、平成14年5月現在で、公園街路灯が902基、防犯灯が4186基となっている。増設について

地方分権への展望は

西巻 健治 議員

財政・行政機構・市町村合併をどう位置付けるか

は、年間約100基を設置している状況にある。
長江議員 目安として、50mに1箇所ぐらいに街路灯、防犯灯をつけていき、塾通いの子ども達や、仕事で帰宅が遅くなった女性でも、安心して夜に歩けるように、知恵と力を出していただくことをお願いしたい。
市長 分権一括法の施行以来、自治体間の競争の中で財源の移譲が一向に進んでいない。
市長 分権一括法の施行以来、自治体間の競争の中で財源の移譲が一向に進んでいない。
市長 分権一括法の施行以来、自治体間の競争の中で財源の移譲が一向に進んでいない。

措置である。
 これら四つの制度が地方分権への移行を阻んでおりコスト感覚を持つと言う方が無理であるにもかかわらず、高水準のサービスを義務付けられる首長の現状を見ると出口の見えない状態であり、風穴を空ける努力が必要である。
市長 地方を預かる者として確かに矛盾が多い。県内の戦後生まれの首長で様々な問題で勉強会を持つっており、広域圏も選択肢の一つとして検討したい。
西巻議員 課税自主権を巡って法定外課税が議論されている。

検討の余地があるのではない。
市長 法定外課税の取り組みは無いが、ごみの問題は視野に入れる必要がある。
 焼却場建て替えについてPFI導入も視野に入れた協議が課題であると思う。
西巻議員 行政評価については、事務事業評価や政策評価へ向けてのツールとしてのバランスシートの取り組みは行っているが内部の自己点検作業に過ぎない。先進国ではNPMの考え方が定着しつつあり複式簿記の企業会計を取り入れた結果、競争原理が働き地方の独自性が生まれている。
市長 コスト意識を持つことは非常に大事なことで職員には機会があることに徹底しており今後も努力していきたい。行政評価についてもアドバイスを受けているところである。

西巻議員 日本経済新聞に

サービスと財政の関係を分析した調査結果の記事が非常に参考になった。

ITや行政評価、企業会計方式の導入で経常コストの削減を図り行政機構も相応しい切って簡素化している。

行政機構の改革についての助役の考えを伺いたい。

助役 有意義な調査である。

住民の目線に立ち効率性を考え女性の視点をいれる事を常に市長から言われている。職員の資質向上の意味で目標シートを個人から提出させており、グループ制にも取り組んでいる。誰にでも見える組織機構を進めたい。

西巻議員 地方行政を種々

要介護認定者の障害者控除について

松本 明子 議員

松本議員 介護保険導入3年目を迎え、保険料や利用料が高く何とかしてほしいという声は、日毎に大きくなっている。30年前の厚生

分析すると全国3200の

市町村が実に非効率な運営を行っている、このままの運営を続けると近い将来財政破綻する事は明確である。

この構造的な部分を本気になって改革しない限り日本経済の再生もあり得ず、その選択肢の一つが市町村合併である。

合併効果は基準財政需要額の変化を見ても明らかで基礎的自治体のレベルをどの程度に設定するのか又合併のインシアチブを取る考えはないのか。

市長 市政に移行したばかりであり市民の機運としても合併の考え方は薄いのではない。インフラの整備を考へてもまずは10万都市を目指したい。

省社会局長の通達にもあるが、(1)要介護者に対し、市町村長が障害者と認定すれば障害者控除が適用されることあり、これを実施するの

かどうか。

(2)介護保険導入時にさかのぼって認定書を発行するのか。

(3)要介護認定後、今までに死亡された方についても控除の対象になるか。

(4)この制度を該当者にどう知らせるか。

保健福祉部長 (1)について

は来年度から実施したい。

(2)についても可能である。

(4)については税は申告制なので個人個人に通知するのではなく、広報等で広く知らせたい。

総務部長 (2)については、認定書があれば2年前までの税の還付申請ができる。

総合福祉会館構想について

松本議員 以前から総合福祉会館が必要であると思っ

ていたが、守谷も市となり福祉と名のつくものは「ひ



21億円の未利用地

市長 当然、総合福祉会館というものも必要になってくる。土地については、いろいろな角度から利用を検討したい。

待たれる学童の土曜開所

松本議員 今から18年前に

学童保育のアンケートに取り組んで以来、全小中学校で学童保育が実施されている。今年から学校も土曜休校となり学童の重要性が増していることから再びアンケートを実施した。

	大野小	郷州小	松前台小	御所ヶ丘小	大井沢小	松ヶ丘小	高野小	黒内小	守谷小	北園保育所	野木崎保育所	中央保育所	合計(人)
土曜日	1	4	5	6	15	6	8	4	9	3	8	15	84
仕事休み望む望まない	4	6	8	9	10	12	11	6	8	6	5	16	101
開所	1	4	6	6	14	2	11	3	11	5	6	14	83
	4	6	6	9	11	16	8	8	6	4	7	16	101

り、土曜も開所してほしい

と答えた方の要望に応じていくつもりがあるのか。その他の意見では時間延長の希望も多く、4年生、6年生も対象にしてほしいとの希望も強い。また、母子家庭等経済的に弱い家庭に対しては利用料の軽減希望もある。それらを考慮し、早急に対策をお願いしたい。

保健福祉部長 学校が5日制になり議員が指摘された要求がでるのは当然であり急務であると認識している。

指導員の数とローテーションの問題が解決すれば、極めて近い年度で実施したいと思っており、時間延長についても解決できる。

4年生については、おおむね10歳未満となっているので、枠の拡大や利用料の軽減等も含め、保健福祉審議会によく説明をして決定をしていきたい。

松本議員 土曜開所に向けて指導員のアンケートも実施しているので、検討資料としてお渡ししたい。指導員の意向も充分汲み取って

いただけるようお願いする。

給食センターを 民営化するな

松本議員 学校給食センターの一部民営化論が出ていますが、市総合計画には一言もふれられておらず、行革大綱の中で示したとしても整合性がない。総合計画に基づいた行政執行をお願い

したい。

教育長 子供達が主体なので民営化が子供達にとってよいとなればやっていく。現在どの部門を民営化できるか実際に実施している他の自治体を調査中である。

総務部長 民営化は、総合計画との整合性はない。

市独自の雇用対策基金の設立を

平野 寿朗 議員

平野議員 先日の町内会の総会で市制施行フェスティバルの評価について会長は次のように話していた。

「昨日の市制施行フェスティバルは、寒からず暑からず良い天候であり、そこに集まった人々の笑顔が大変良かった。生き生きとして、それは人と人のふれあいがそうさせているのだと思う。

このみずき野も、あのような風土が出来るように私も努力したい。」と話されており、これは町から市へ移行した段階での一つの評価であり、町時代の積み上

げの成果といえる。

補助金制度の改善

本日の質問のテーマは二つあり、一つは「補助金」について、もう一つは「雇用対策」である。

まちづくりのポイントは、先ほどの評価に示されていると思う。

まず、補助金の現状と改善された点を伺いたい。

総務部長 助役を会長とした部内の組織で審議会を運営していたが、昨年から学識経験者4名、公募委員1名の計5名で新たな補助金

審議会を組織し14年度の予算に向けて審査をしたところである。

そしてこれまで既得権による補助が主であったが、今後は、事業費補助というものに変えていくという観点から、交付基準の方針等を5項目ほど設定し、さらに評価項目も細分化し審査している。

また、公募に関する取り扱い要領を策定しこれに基づいて審査をしていく。

緊急雇用対策と 市独自基金

平野議員 昨年の12月議会でも同じ趣旨で質問をしている。

憲法第3章第27条では「すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。」と書かれてある。

近辺でいうとキャノンの製造工場が全て中国に移すことから分かるように雇用の問題ではいろいろな形の問題が波及しており守谷市の失業の実態を明らかに



安全、安心、まちづくり 市内パトロール

してほしい。

生活経済部次長 ハローワークで確認したところ失業率は国レベルの数値しかデータがなく、完全失業率が5・2%となっている。

平野議員 国の緊急雇用対策について市町村の差もあるが守谷市の計画について伺いたい。

総務部長 国の緊急対策事業は平成11年度から実施しており、まず平成14年度からの3ヶ年の計画は①「安全、安心まちづくりパトロール事業」として、

自転車の駐輪マナーの指導や市内のパトロールの実施。

②「待機児童の解消事業」として保育所が整備されるまでの間、私立保育所や幼稚園を活用しての預かり保育を中心とした事業展開を計画している。

平野議員 12月議会の質問後、私も他の自治体の取り組みを調査したが、国の緊急雇用対策については先ほどのような内容を継続し、守谷市独自の基金を設立することを提案したい。

不況の長期化で雇用問題がストリートに市民生活に影響している実態がある。

失業の不安を取り除き、就労についての一定の援助として、市独自の基金を設立し、財源については4月23日の臨時会において議決された市4役と議員報酬の1年間の部分的カットを基金にあてる。

基金の運用としては、①失業したという認定のもとにその家族に高校生がいるなら返さなくて良い奨学

金、月額8000円を支給する。(小・中学生の場合は就学援助金の制度を利用する)

②再就職先を見つける場合あわてないように、3ヶ月〜半年間のつなぎ的就労の場を保障する。(例えば不法投棄の監視等) そのための基金を市独自で設立するような提案をしたい。

市長 市4役と議員報酬のカット分ということは、それを使い切ったら終わりという基金であるのか。

平野議員 使い切ったら終わりではなく、一定期間(例えば3年間)として考える必要がある。私の調査した他の自治体では基金の財源は、外部からも入れられるような基金になっている場合も見受けられる。

その点は先ほどの「補助金」も3億円を超えていると思われ、外部から入れられることも考えてスタートしていただきたい。
市長 創設の方向で検討したい。

議会運営委員会

今定例会において、議員提出議案2件が付託され審査を行った。

・議員提出議案第7号「守谷市議会会議規則の一部を改正する規則」については、原案に対し第101条の2（委員会の再審査）を除く残りの全部を削除するという修正案がだされ採決の結果、多数可決

・議員提出議案第8号「守谷市議会委員会条例の一部を改正する条例」、第19条（委員会の公開）については、委員会で賛成少数で否決となりましたが、本会議において、多数可決

これは、第19条において「委員会」は「委員長」の許可を得た者が傍聴することができるとなっていますが、「委員会」の会議は公開する」と改正されたもので、傍聴しやすい環境を整え、より開かれた議会運営をめざすものです。

（文責／又未成人）

表紙のタイトルのデザイン・表紙写真の募集結果

○5月25日号で、表紙タイトル「GIKAI」（ローマ字）の字体と表紙レイアウト、表紙用写真（テーマ「水と緑」）を募集いたしました。残念ながら表紙タイトルのデザインの応募はございませんでした。

8月号表紙の写真につきましては、応募写真の中から広報編集委員会の厳選なる審査の結果、守谷市本町に在住の栗原義典さんが採用（小貝川より筑波山を撮影）となりました。おめでとうございます。

採用となりました栗原さんは、「MORIYA・CAMERA・CLUB・ShaRAKU」に在籍し写真活動をしています。会員を募集中でクラブへの参加をお待ちしていますとのことです。



栗原義典さん

○次号11月号の表紙の写真を募集します。（平成14年10月10日必着）

テーマは、

「きらめく子供たち」です。

応募・問合せ先

〒302-0198 守谷市大柏950-1

守谷市議会事務局内「広報編集委員会」

TEL45-1111（内線533）

第3回（9月）定例会の日程

会期日程		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
本会議		1	2								3	4	5
告示日	7日間	議案上程 提案理由説明 重点事項説明	原案に対する 質疑	決特委員 会	算別委員 会	決特委員 会	算別委員 会	常任委員 会	常任委員 会	常任委員 会	常任委員 会	市政に関する 一般質問	委員報告・質疑 討論決
7 6 5 4 3 2 1	議会運営委員会 (告示日以降のいずれの日)	※ 土・日・祝日は休会となります。											
		○常任委員会は委員の間で日程を調整し、委員長が招集します。											
		○市政に関する一般質問は、通告制をとっていますので、1日で終了することもあります。											
		○本会議、各委員会とも傍聴ができます。											
		※上記の表は標準的な日程であり、正式な日程については、議会運営委員会が協議され、定例会初日の本会議で決定されます。											

議会を傍聴しましょう!!

議会は年4回（3月、6月、9月、12月）の定例会と臨時会が随時開かれます。

傍聴は、自由にできますので、お気軽にお出かけください。

次の定例会は9月2日を予定しています。

庁舎1階ロビーのテレビで、本会議の様子が放映します。

編集後記

6月9日には四季の里公園に於て恒例のアヤメ祭りが催され、多くの市民の皆様が参加を楽しい一日を過ごされ、子供達にも夢の花が膨らんだのではないのでしょうか。

7月1日より議会の構成が変わり、それぞれ与えられたポストを大事に議会活動が開始されました。市民の皆様の声をより反映出来る議会を目指し、国政も、県政も毎日の生活の中から育つものと考え、それが地域に根ざした市議会であるうと常日頃より考えている。

日頃の活動をリアルに市民に伝える「GIKAI」だより」でありたい。

（文責 又未成人）

広報編集委員会

委員長 又未成人
委員 成富久 修道 信治
委員 又未成人 伯田丸 長江 小関 中村 西巻